令和８年１１月

お客様各位

会津商工信用組合

「未利用口座管理手数料」の新設について

平素は、当組合業務に関しまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび当組合では、長期間利用されていない普通預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、令和９年２月１日より下記の通り、「未利用口座管理手数料」を新設・導入させていただきます。

対象のお客様にはお取引状況をお知らせした上で、一定期間（約３カ月）経過後に年間1,200円（消費税別）の手数料をご負担いただき、残高が同手数料全額に満たなくなった場合には、普通預金口座を解約させていただきます。

当組合におきましては、ご利用ない口座について、ご利用の再開をお勧めし、今後ご利用の予定のない口座について、口座の不正利用防止の観点からご解約をお勧めするとともに、ご利用のない口座の管理に要する最低限のコストをご負担いただくことにより、常日頃からご利用いただいているお客様へのサービスの維持・向上に一層努めて参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

１．未利用口座管理手数料及び自動解約について

対象となる口座 （未利用口座）	最後の預入れまたは払戻しから２年以上、預入れまたは払出し（当該口座の利息入金および本手数料の引落しは除く）がない普通預金口座（総合口座・決済用預金口座含む）を対象とします。 ただし、以下の場合は除きます。 ① 口座の残高が10,000円以上である場合 ② 総合口座の場合は定期預金の取引がある場合 ③ 融資取引がある場合 ④ 死亡・破産等の事実がある場合 ⑤ 当組合の出資金配当金受領口座
手数料金額（年間）	・１，３２０円（消費税込）
未利用口座のご案内方法	・口座が上記対象となった場合、事前に案内文書をお届けのご住所に郵送いたします。なお、案内文書が到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ・案内文郵送後、一定期間（約３カ月）経過後も取引がない場合、上記の手数料を対象口座から引落し致します。
その他	・初回の手数料引落は、令和９年６月頃を予定しております。 ・残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、残高金額を本手数料額の一部として引落し後、同口座を解約させていただきます。 ・解約となった口座の再利用はできません。 ・引落しした手数料の返還はいたしません。

２．普通預金規定の改定について

未利用口座管理手数料の新設・導入に伴い、普通預金規定（決済用普通預金を含む）、総合口座取引規定を下記の通り改定致しました。

普通預金規定（決済用普通預金を含む）及び総合口座取引規定について、以下の条項を新設致しました。

16（手数料の取扱いについて）

（１） 未利用口座管理手数料

① 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。

② この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。

③ この預金が未利用口座になりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。

④ この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合には、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、預金者に通知することなく、この口座を解約することができるものとします。

⑤ お支払いいただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用はできません。

注：総合口座取引規定は、18（手数料の取扱いについて）に新設致しました。

本手数料はあくまでも、未利用状態となっている口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、**日常の入出金や口座振替等でお取引をされているお客様の口座が対象となる事はありません。**

※ご不明な点は、お取引店窓口までお問い合わせください。